

令和7年度水戸市地域猫活動推進事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、「水戸市地域猫活動ガイドライン」(令和3年6月策定)に基づき、飼い主のいない猫が生息する地域において、生活環境の保全を図り、地域住民と飼い主のいない猫の共生を目指すものとし、地域住民が取り組む地域猫活動に対して市が支援する「地域猫活動推進事業」(以下「推進事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする地域猫活動)

第2条 推進事業の対象となる地域猫活動は、地域住民が主体となって実施する地域に住み着いた飼い主のいない猫に対する取組であって、次の各号に掲げたものとする。

- (1) 飼い主のいない猫に繁殖を抑制するための不妊去勢手術を行うこと。
- (2) 飼い主のいない猫に特定の場所及び時間で給餌を行うなど、餌を適切に管理すること。
- (3) 特定の場所に猫用トイレを設置し、飼い主のいない猫の排泄物を適切に処理すること。

(実施期間)

第3条 推進事業として実施する期間は、令和7年5月8日から令和8年3月31日までとする。

(実施地域の要件)

第4条 推進事業に取り組むことのできる地域は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地域に住み着いた多数の飼い主のいない猫による糞尿や鳴き声等の被害により、住民の生活環境に影響が及んでいる地域であること。
- (2) 地域猫活動に対する地域住民の理解及び協力が得られること。
- (3) 地域猫活動の対象とする地域が明らかであり、管理する飼い主のいない猫の特定が可能であること。
- (4) 地域猫活動に取り組むグループ(以下「活動グループ」という。)は、世帯を異にする2名以上の地域住民を含むメンバーで構成されていること。

(登録の申請)

第5条 推進事業として登録を受けようとする地域の代表者は、地域猫活動推進事業登録申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実施地域の登録)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請のあった地域を確認するものとする。

2 市長は、前項の確認の結果、適当と認める3箇所を超えない地域を推進事業の実施地域として登録し、地域猫活動推進事業登録決定通知書(様式第2号)により前条の規定による申請をした地域の代表者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の確認の結果、不適当と判断した場合は、地域猫活動推進事業不採用決定通知書(様式第3号)により前条の規定による申請をした地域の代表者に通知するものとする。

(活動の実施)

第7条 地域猫活動推進事業登録を受けた地域の代表者(以下「活動代表者」という。)は、活動グループを形成し、地域猫活動推進事業実施計画書に基づき地域猫活動を実施するものとする。

(活動グループへの支援)

第8条 市長は、活動グループに対し、地域猫活動の円滑な実施のために、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域住民に対する地域猫活動の理解促進
 - (2) 飼い主のいない猫の捕獲のための捕獲器の貸与
 - (3) 飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術
 - (4) 地域猫活動のために必要とする技術的な助言
 - (5) その他市長が必要と判断したもの
- (活動状況等の報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、活動代表者に対し、地域猫活動の状況等について報告を求め、又は活動実施地域の確認を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による報告又は確認の結果、改善の必要があると認めるときは、改善内容等について助言又は指導するものとする。

(登録の決定の取消し等)

第10条 市長は、第6条第2項の規定による決定を受けた地域が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2号から第4号までの要件を満たさなくなったとき。
- (2) 前条第2項の規定による指導に従わないとき。

(活動の実施報告)

第11条 活動代表者は、令和8年3月31日までの地域猫活動の結果について、地域猫活動推進事業実績報告書(様式第4号)により同年4月20日までに市長に提出するものとする。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和7年5月8日から施行する。